

令和元年度

教育委員会定例会（12月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

教育委員会定例会

1 開催日時・場所

令和元年12月25日(水) 10時00分から11時20分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	吉田 知子
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春

3 事務局出席者

教育次長兼教育部長	開 康成	教育部上席主幹(教育総務担当)兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長	木村 実
教育部次長兼青少年育成課長兼主任	阪本 武郎	生涯学習推進課上席主幹(生涯学習推進担当)兼主任	村上 始
教育部次長兼学校教育課長	上井 大介	公民館長兼主任	神本 かおり
教育総務課長	板谷 ひと美	図書館長兼主任兼田原図書館主任	田中 学
生涯学習推進課長	安田 美有希	学校給食センター所長	林 雅弘
		教育総務課主任	古市 靖之

4 議事録作成者

教育総務課 古市 靖之

5 付議案件

議案 第16号	令和2年度以降の四條畷市立四條畷東小学校施設の使用について
議案 第17号	小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドラインの策定について
報告 第25号	社会教育施設の管理運営に関する評価結果(平成30年度分)について
報告 第26号	四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理候補者の選定結果について(報告)
報告 第27号	四條畷市子ども・若者育成支援行動計画(原案)の策定について

- 報告 第28号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 報告 第29号 令和2年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について
- その他 四條畷市児童生徒学力向上3ヶ年計画について
成人式の対象年齢について

植田教育長	<p>皆さま、おはようございます。</p> <p>ただいまから12月の教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、佀委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第16号 令和2年度以降の四條畷市立四條畷東小学校施設の使用についてを議案といたします。</p> <p>それでは、事務局から本件の内容説明をお願いします。</p>
板谷教育総務課長	<p>令和2年3月末に廃校となる四條畷市立四條畷東小学校施設の令和2年度以降の使用について、これまで学校が担ってきた地域コミュニティ、スポーツ振興及び地域教育実践の継続を趣旨としまして、現在、策定途上にある公共施設等総合管理計画個別施設計画による新たな利活用の開始までの暫定措置として、別添要綱に基づく運用を行いたく、本案を上程いたしました。</p> <p>要綱案をご覧ください。</p> <p>第1条の目的については、ただいまのご説明のとおりです。</p> <p>第2条の暫定利用の期限は先ず3年、令和4年度末と定め、状況により市長部局と協議のうえ、更新できるとしてあります。</p> <p>第3条の使用範囲は運動場及び屋内運動場とし、以降、使用料や許可申請、使用に関するその他の取決め等は、小中学校施設使用条例及び施行規則に準ずるとさせていただいています。</p> <p>最後に、附則、本要綱の施行期日は令和2年4月1日、許可申請を含むその他必要な準備行為は要綱施行前でも行うことができるとしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
植田教育長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件につきまして、質疑等ございましたらお願いします。</p>
山本教育長書職務代理者	<p>四條畷東小学校の跡地の使用については、次の新しい施設、青少年コミュニティグラウンドができるまでの間という形で、こういう形の使用としていくことについては、評価ができると思います。</p> <p>今後の見通しとして、3年間の暫定措置がついており、更新できるとなっていますが、今後の見通しとして、教育委員会はどのように考えたらいのか、もし何かあればお伺いしたいです。</p>
開教育次長兼教育部長	<p>施設再編室で検討を進められている公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画。</p>

(開教育次長兼教育部長)	<p>これについて、現状の案としましては、青少年コミュニティー運動広場に転用するという記載がありますけども、あくまで案であり、決定事項ではないという状況でございます。</p> <p>そのような状況を踏まえまして、今回要綱を制定し、地域方々に一定還元していきたいと思ひ、要綱を作ったという次第です。</p> <p>ただし、制度設計において、施設再編のなか、どのような結果になるかわからないので、まずは市長との協議のもと3年間の限定利用とさせていただきます。</p> <p>一定の案がまとまらない限りにおいては、市長部局と調整し、延長を前提として、今後も検討を進めていきたいと考えております。</p>
山本教育長書職務代理者	<p>我々、教育委員としましては、四條畷東小学校を再編するにあたって、地域コミュニティーというのはスポーツ関連の施設を作ることを前提にして、再編計画を作ってきました。</p> <p>極力、地域住民の要望に応えられるような形でしていかなきゃならないと思っておりますので、また、検討する場を設けていただければと思います。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、質疑はございませんでしょうか。</p>
吉田委員	<p>四條畷東小学校敷地内にキーステーションがありますけれども、そちらの方もこの期間、そのまま進めるという検討でよろしいでしょうか。</p>
開教育次長兼教育部長	<p>キーステーションにつきましても、他に転用する場所が見当たらないので、継続で考えております。</p> <p>ただ、そのキーステーション管理いただく方に、屋内、屋外運動場とも、管理いただくような方向で、現在、予算要求しているという状況でございます。</p>
植田教育長	<p>その他、質疑はございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第16号 令和2年度以降の四條畷市立四條畷東小学校施設の使用について、原案の通り可決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

<p>植田教育長</p>	<p>それでは、異議がないようですので、議案第16号については、原案のとおり、可決することに決しました。</p> <p>続きまして、議案第17号 小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインの策定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から、本件の内容説明をお願いします。</p>
<p>木村教育部上席主幹（教育総務担当）兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>議案第17号 小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインの策定についてでございます。</p> <p>本市における携帯電話等の取扱いに関するガイドラインを策定するため、本日意見を求めるものであります。</p> <p>提案理由といたしましては、平成31年3月に大阪府教育庁策定のガイドラインに基づき、本市のガイドラインを審議するため本案を提案させていただいております。</p> <p>本案件につきましては、10月の定例会の折に、素案として策定過程を報告させていただきました。</p> <p>方向性は大きく変わらないものの、校長会との最終の協議を経て、運用上の見直しを含め、本日、この度、案として議決を求めるものでございます。</p> <p>本市の方針といたしましては、具体案を説明させていただきます。</p> <p>机上配布の資料をご覧ください。</p> <p>まず1ページ下段にあるとおり、3点です。</p> <p>1点め、携帯電話は学校における教育活動に直接必要もないものであることから、小中学校では、学校への児童生徒の携帯電話等の持込みを原則禁止すべきである、2点め、特別な事情があり、子供に携帯電話等を持ち込ませたい場合は、保護者が学校に対し、その理由を申し出るとともに、申請、同意確認書の提出により許可を求めること、3点め、同意確認書のすべての内容を厳守することを条件に、持込みを認められる場合があること、とさせていただきます。</p> <p>保護者からの申請の流れにつきましては、お進みいただきまして、右側下、携帯電話等の持込みの流れとなっております。</p> <p>1番、保護者から学校あて、申請書の配布を申し出、2番、学校から保護者あて、同意申請書、確認書を配布、3番、保護者から学校あて提出、学校が内容を確認、許可された場合、4番、学校に持ち込んだ携帯電話、所定の場所で保管、5番、下校時には所定の保管場所から持ち帰る、としております。</p> <p>前回の素案からの変更点といたしましては、大きく3点あります。</p>

<p>(木村教育部上席主幹(教育総務担当)兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長)</p>	<p>1点めは、前回は学校長との面談を経てという文言がございましたが、これが、学校と相談し学校から許可する、しないの通知をするということに変更、2点めは、預け入れる保管場所については、保護者と学校との協議という形、3点めは、年度ごとに申請を行うということで、期限を切って、という形にさせていただきました。</p> <p>なお、今後につきましては、本日議決いただきましたら、これまで協議を重ねてきた学校をはじめ、PTA、青少年指導員の方々など、各団体への報告に加え、市民、保護者への周知を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは本件につきまして、質疑等をお願いいたします。</p>
<p>山本教育長書職務代理者</p>	<p>趣旨のところの下から2行めに、学校をはじめ、PTA、地域の方々と上記の内容を協議、検討を行い、と書いています。</p> <p>学校、PTAはわかるんですけども、地域と検討した時に何か、具体的にどういう意見があったのかということについて、何かあれば紹介をお願いしたいです。</p>
<p>木村教育部上席主幹(教育総務担当)兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>学校、PTAの他にということで、まず、青少年指導員の方々との協議がございました。</p> <p>その折には、携帯電話を所持する責任についてのご指摘があったかと思えます。</p> <p>本当に使い方次第では便利であるけれど、それ以外の二次的なことであるとか、使い方に関して、不適切な使い方をしていることがあるということで、具体的な話を伺っております。</p> <p>あとは、学校において、SNS上でのトラブルが多発しているということ、また、自転車に乗りながらのスマートフォンも気になるということなどについて、しっかりと学校でも指導が必要だというものです。</p> <p>併せて、保護者の意識の改革にも、学校の方から発信していかなければならないのではないかというようなご意見がございます。</p>
<p>山本教育長書職務代理者</p>	<p>地域の方々の意見としては、学校の指導といいますか、そういう部分で概ね、携帯電話の持込みについては、了解という言い方が変かと思えますけれども、やむを得ないというような意見だと捉えていいわけですね。</p> <p>学校の指導がきちんとできれば、学校内への携帯電話の持込みもやむを得ないと。</p>

<p>木村教育部上席主幹（教育総務担当） 兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>今回の趣旨といたしましては、学校には必要ないということについては、ご理解いただけたと認識しております。</p> <p>それに加えて、やはり持って来るからにはしっかりとしたルールをとということで、今回のこのガイドラインについて、ご指摘をいただいた訳です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、質疑等ございませんでしょうか。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>やむを得ない事情で、保護者の責任のもとでということで、一定程度の理解はできます。</p> <p>そのうえで所定の場所で保管するというのが、先程、学校と協議と言われたと思いますが、小学校中学校、学校事情等により、例えば、こんなところが違うということがあれば、教えていただければと思います。</p>
<p>木村教育部上席主幹（教育総務担当） 兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>委員もおっしゃりますように、小学校と中学校の運用が違うということは聞いております。</p> <p>小学校においては、そのまま鞆の中に自己責任でしまうということが中心になるかと思われま。</p> <p>中学校においては、現在も持ってきている生徒がいるということで、その場合は、職員室で担任の先生に預ける形を3中学校とも行っている聞いております。</p> <p>その運用を変えずに、ということで、学校から要望がありましたので、預け方は、保護者と学校で協議するとさせていただいています。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>このガイドラインはホームページ上で、閲覧するということですか。新年度に、各家庭に配布予定でしょうか。</p>
<p>木村教育部上席主幹（教育総務担当） 兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>ガイドラインは、保護者全員に届けたいという思いはあるんですが、ただ資料が膨大になりますので、今回はホームページ上にアップさせていただき、学校からは学校だよりも趣旨などを載せていただき、詳しくはホームページをご覧くださいという形で周知を図ろうと思っております。</p> <p>なお、申し出があった保護者については紙ベースで、学校からお渡しいたします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>保護者に対してこのガイドラインはいつから周知していくのか、予定を教えてください。</p>
<p>木村教育部上席主</p>	<p>この案を議決いただきましたら、1月の校長会で、まず協議をさせていた</p>

<p>幹（教育総務担当） 兼学校教育課人権 教育・教科指導担当 課長兼教育センタ ー長</p>	<p>だきまして、その後、実際の運用上の具体的な話をさせていただこうと思っております。</p> <p>これに関しては2月中に、ホームページにアップする予定です。</p>
<p>佃委員</p>	<p>このガイドラインに関しては、前回、私も申し上げた3番めに保護者の責任と、それから4番めに保護者の皆さまへと、1番に目的について、明記してくださっているのが、すごく良いと思っております。</p> <p>ただ、それと同時に、大事なことは、6番の学校での指導を含め、もちろん家庭もなんですけれども、SNSなどを介して、いじめに繋がるようないろいろな事案も起こっているわけですから、情報モラル教育というか、そういうことについて、日常の学校での指導、または家庭で、委員会としてもっと、お考えというか強く求められるようなことはあるのでしょうか。</p>
<p>木村教育部上席主 幹（教育総務担当） 兼学校教育課人権 教育・教科指導担当 課長兼教育センタ ー長</p>	<p>このガイドラインが出る、出ないにかかわらず、情報モラルに関しての指導については、本質的な課題であるということ、最近では小学生では約50%、中学生では約80%がスマートフォンを持っているという結果が出ております。</p> <p>今まででしたら、持っている子が少ないというようなイメージですが、持っていることを前提に、各学校でしっかりと指導してくださいと、話をさせていただいております。</p> <p>併せまして、ガイドラインに載せさせていただきましたが、10月に、佃委員がおっしゃっていた、子どもたちがしっかりと自分で考えて判断できる、行動できるということが一番と考えておりますので、その旨も、ガイドラインを作ったことを通して、さらに、学校の方には指導していただきたいと考えております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、質疑等ございますか。</p>
<p>山本教育長書職務 代理者</p> <p>（山本教育長書職</p>	<p>3点ほど、具体の流れと質問があります。</p> <p>1点は、携帯電話の持込み、申請の流れのところなんですけど、素案と変わった部分、先ほど言っていたように、所定の保管場所で保管するとなっております、かつ、所定の場所から持ち帰るとなっております。</p> <p>これにつきまして、具体的に、誰か先生がそこにつくということになるのでしょうか。</p> <p>素案では自分で保管場所に保管して、自分で持ち帰るという言い方ですけども、その実際の運用について教えてください。</p> <p>それからもう1点は、同意についてです。</p>

務代理者)

8ページの同意申請書のなかにチェック欄があって、「同意できる項目のすべてにチェックをお願いします」と書かれています。

同意できなかつたらチェックしなくていいということになりかねないのですけれども、その意図がよくわかりません。

最後は、文章表現なんですけども、5ページの学校での指導について、学校における情報モラル教育の取組みということの1行上に、「成長できる環境を作っていきましょう」というふうに学校での指導になっていて、この文末を読んだ時に違和感を感じました。

「作っていきます」というふうに断定されるのがいいかなと思います。

個人の感想で、質問ではないのですが。

木村教育部上席主幹（教育総務担当）兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長

ただいまの質問について、1点ずつお答えします。

1点め、所定の保管場所に関し、素案では、自分で預け入れるということで、できるだけ先生を介さないことを謳っていましたが、学校との協議のなかで、学校も、確かに預かるということに対してのそのリスクはあるのですが、誰が持ってきてるかということ把握したいという学校の意図がありましたので、今回このような形で、それぞれの学校の実態に応じて、自分で預ける学校もあれば、先生たちが直接預かるということで、運用は学校の方にお任せするという形になっております。

それから2点め、保護者の同意申請書のチェック欄についてですが、「すべての項目にチェックをお願いします」と書いてありますが、すべてにチェックをしなければ、許可が下りないというような方向で考えております。

ですので、このチェックがなければ、これは認められませんというような形で、保護者の方に返そうかと考えております。

3点め、ご指摘ありました5ページめの中間部分、おっしゃってくださったとおり、訂正させていただきます。

植田教育長

その他、質疑ありましたらお願いいたします。

佃委員

学校が預かるということは、貴重品をお預かりすると、もちろんそういう認識をで校長先生方も思っておられるっていうことで間違いはないですね。

木村教育部上席主幹（教育総務担当）兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長

はい、そのとおりでございます。

植田教育長	<p>その他、質疑はございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第17号 小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドラインの策定について、原案の通り可決することに異議はございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第17号については原案通り可決することにしました。</p> <p>続きまして、報告案件に移ります。</p> <p>報告第25号 社会教育施設の管理運営に関する評価結果、これは平成30年度分でございますが、これについてを議題といたします。</p> <p>では事務局から、本件の内容説明を願います。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>報告第25号 公の施設の管理運営に関する評価結果（平成30年度分）につきまして、令和元年10月17日に開催しました社会教育施設の指定管理者評価委員会での平成30年度分の評価票が決定いたしましたので、ご報告するものでございます。</p> <p>施設につきましては、野外活動センター、教育文化センター、歴史民俗資料館、市民総合センター、市民総合体育館の5施設それぞれについて評価をさせていただきました。</p> <p>まずは、野外活動センターの指定管理者、特定非営利活動法人NACにつきまして、広報としてホームページに加え、フェイスブックやインスタグラムでの工夫が見られ、また、施設の印象、雰囲気、スタッフの対応の良さもアンケート結果から見てとることができ、スタッフの皆さまのホスピタリティの高さが表れているということで、総合評価を4としています。</p> <p>次に、教育文化センターの指定管理者、阪奈エンタープライズ株式会社につきまして、利用者が快適に利用できるよう、毎日の清掃や安全管理が行き届いていること、季節や利用者層に合わせた自主事業が展開されていることが高く評価されています。</p> <p>また、アンケートによる満足度も高く、サークル連絡協議会などにも出席し、利用者のニーズ把握に積極的に努めているということで、計画内容を上</p>

進課長)	<p>回ると判断し、評価は4としています。</p> <p>次に、歴史民俗資料館の指定管理者、地域文化財研究所・ケントクグループにつきましては、施設の運営面では前年度と比較して開館日数が減少する条件のもと、個人と一般団体の利用が増加したことから、利用者数が全体で増加したことが評価できます。</p> <p>来館者は指定管理者職員の説明で、ゆっくりと見学していただき、アンケートによる満足度は高く、四條畷市の歴史を深くPRすることができたとし、また、市が実施する特別展などへ全面的に協力いただいているということで、計画内容を上回ると判断し、評価は4としています。</p> <p>次に、市民総合センター及び市立公民館の指定管理者、四條畷市ラーニングコモンズにつきましては、ハード面では技術職員が専門家の見地から良好な修繕を行っており、特に、台風被害への緊急対応を含めた施設の質を低下させない管理運営に精力的に取り組んでいる点が高く評価されています。</p> <p>また、ソフト面では、市の関係部署や市民活動団体と協働し、自主事業を拡充するなど積極的に推進している点、利用件数では、新規利用者の獲得にも努力し、増加傾向にあることなど、計画内容を上回ると判断し、評価を4としています。</p> <p>次に、市民総合体育館、体育施設の指定管理者四條畷クリーン工房SSK共同事業体につきましては、利用者の利便性を考慮したレイアウト変更を積極的に行っていること、利用者のライフスタイルに合わせた教室を開催するなどし、より利用しやすい施設の提供を行っています。</p> <p>しかし、利用者アンケートからの意見にありますように、照明が暗い、トイレが臭いなどについて、また、館長以外の職員の人材育成などについては、今後、継続的な課題解決を図るべきものもあることから、概ね計画どおりの結果と判断し、評価は3としています。</p> <p>各々の具体的な内容につきましては、評価票のとおりとなっています。報告は以上でございます。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では本件につきまして、確認、質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p>
山本教育長書職務 代理者 (山本教育長書職	<p>アンケートについてなんですけれども、アンケートの実施時期が書かれている部分と書かれていない部分があります。</p> <p>書かれていないところは1年間かなとは思いますがけれども。</p>

<p>務代理者)</p>	<p>市民総合センターが、1か月だけアンケートを実施されていますが、何か理由があるのでしょうか。</p> <p>1か月されて96人の回答件数ですが、利用者数から考えると、1か月で96人ということは、年換算で3%ぐらいの割合になるかなと思いますので、回収率としては他と比べて、2倍、3倍になっているので、随分多いかなと思います。</p> <p>その意図が何かあるのか気になります。</p> <p>それから、市民総合体育館ですが、総合評価が3になっています。</p> <p>それともう1点は、光熱水費が大幅に当初予算を下回った。</p> <p>これは、災害が多かったため使用料収入が減少したということに原因があるのか、使用者数が減ったということに原因があるのかなと思うんですけども、使用者数はそれほど減っていないことから考えると、なぜ光熱水費が当初予算とこのように差が表れたのかが気になりますので、事情がわかればお願いします。</p> <p>恐らく、その部分が、主な苦情のところの節減の影響で照明が暗いという苦情に、結びついてるのかなと思います。</p> <p>このあたりの事情がわかればお願いします。</p> <p>以上、2点です。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>まず、公民館の部分をお答えさせていただきます。</p> <p>各施設いろいろ利用形態がありますが、公民館、特にリピーターといえますか、定期的にご利用されてる方が多いので、そういった面から1か月で対応させていただきました。</p> <p>しかし、年間を通してという案も、考え方としては必要かなと思いますので、今後、指定管理者と調整してまいります。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>市民総合体育館の光熱水費につきまして、お答えさせていただきます。</p> <p>数年前に、電力会社を変更いたしまして、それ以降、光熱水費が減っている状況でございます。</p> <p>今後、当初予算の組み方につきまして、検討が必要かと考えております。</p>
<p>山本教育長書職務 代理者</p>	<p>わかりました。</p> <p>市民総合体育館の総合評価3になってる理由は、特にありませんか。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>3となっている理由といたしましては、アンケート結果からもございますように、設備面で、まだまだ課題も多くあることから、この点の改善も必要と考えております。</p>

植田教育長	<p>その他、確認、質問、ご意見がありましたら、いただきたいと思います。</p>
佃委員	<p>指定管理の個々のケースには、5年、3年といろいろとあると思います。 今年度、新規でない限りは昨年度の評価と比較していますが、例えば、経年的に比較して見られるようなことはありますか。 これから5年間にわたって1年めと比較して、2年めになって改善された点などがわかれば、それぞれの事業者にとっても励みになったりするかなと思うのですが、そういう部分はないのでしょうか。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>あくまで、今回の評価票につきましては、評価対象が平成30年4月1日から平成31年3月30日という期間でございますが、委員ご指摘のように、経年変化等も読み取れる形で、今後検討させていただきたいと思います。</p>
植田教育長	<p>その他に、質問ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、次の案件に移ります。 続きまして、報告第26号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理候補者の選定結果についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明をお願いします。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>報告第26号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理候補者の選定結果についてでございます。 四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条第1項の規定により、令和元年8月26日に開催した、四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会で審査、選定した施設の指定管理者について、下記の候補者を指定管理者に指定するため、四條畷市議会12月定例議会へ上程したところ、12月3日の本会議におきまして可決され、12月11日付で告示を行うとともに、下記指定管理者へ通知しましたので、その旨ご報告するものでございます。 なお、当該施設、四條畷市立教育文化センターの指定管理者につきましては、阪奈エンタープライズ株式会社で、指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となっております。 以上、簡単ではございますが、報告第26号の報告となります。</p>
植田教育長	<p>本件につきまして、質問、確認等、お願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>

植田教育長

それでは、次に移らせていただきます。

次に、報告第27号 四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（原案）の策定についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明をお願いします。

阪本教育部次長兼
青少年育成課長兼
主任

報告第27号 四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（原案）の策定について、ご説明いたします。

この件につきまして、ひきこもり等検討委員会で議論を経て、本市ひきこもり等における支援の基本となる、四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（原案）を作成いたしました。

当計画は、平成27年3月に当初の計画を策定後、今年度末で計画期間の5年が経過することから、令和2年3月の第2期計画の策定に向け、今後、ひらかな標記の作業を行った後、令和2年1月15日から2月14日まで、パブリックコメントを実施する予定でございます。

それでは、計画の内容につきまして、ご説明いたしますので、恐れいりますが計画の4ページ、傍聴の人は1ページをお開きください。

第1章、計画の基本的な考え方でございます。

第2期計画の策定にあたっては、総合政策、子ども、福祉及び教育部局の部長、課長級職員12人による検討委員会を組織し意見を集約いたしました。

その結果、5年前と比較し、相談機関や対応方法が大きく変わったり、新たな政策、対応が導入されたわけではないが、SNSの普及などにより、外部と接することなく生活を維持し続け、ひきこもりの状況が長期化するという問題が生じ、8050問題というワードが登場している。

また、当該計画は子ども・若者育成支援推進法に基づくため、概ね15歳から40歳未満が対象であります。一律に40歳で線引きするのではなく、最も関連性が確認できる福祉の総合相談や生活困窮相談等との連携が最重要であることを確認いたしました。

続き、計画の5ページ、傍聴の人は2ページをお開きください。

本計画は、第6次四條畷市総合計画を上位計画とし、教育振興ビジョンの具体的な行動支援計画として、また、地域福祉計画等とも連携しております。

続き、計画6ページ、傍聴の人は3ページをお開きください。

基本理念には変更ございません。

重点項目では、誘導という表現を、つなぎとしております。

(阪本教育部次長

以降、第1期計画と比較し、大きく変更している点や第二期計画の特徴を

兼青少年育成課長
兼主任)

中心に説明させていただきます。

計画7ページ、傍聴の人は4ページをお開きください。

第1期計画は5年としましたが、第2期計画期間は10年とし、中間5年で見直しを行うとしています。

計画8ページ、傍聴の人は5ページをお開きください。

ひきこもり等への支援の輪でございます。

支援を必要とする人、家族を中心に、ひきこもり相談窓口を設置する青少年育成課、不登校の相談窓口となる学校教育課及び教育センター、生活困窮及び就労準備支援を通じて、ひきこもり相談に応じている福祉政策課を示し、関係各課の連携と周りを取り巻く支援の輪を示しております。

後ほど説明に出てきますが、この支援の輪は、福祉計画における、我が事、丸ごとの仕組みづくりの考え方を、ひきこもりの支援に組み込んだもので、一例を申し上げますと、図の下部、介護保険制度の地域包括支援センターでは、高齢者の支援にあたるに際し、家族についてのひきこもりの観点からもアンテナを張り、発見からつなぎへと連携していこうというものでございます。

計画9ページ、傍聴の人は6ページをお開きください。

第2章、本市の子ども・若者を取り巻く現状と課題でございます。

9ページ上の図では本市総人口を、下の図では、生産年齢人口を抜き出して、ここ10年間の変動を示しております。

次のページでは、内閣府のひきこもりに関する調査に基づく数値を用いた場合、本市の広義の意味でのひきこもり人数が、平成31年3月末では225人と推計されることやその内67人が何らかの形で相談支援として繋がっていることを示しております。

この67人ですが、本市の様々な相談窓口で受けた相談内容を振り返り、ひきこもり事象が含まれていた相談をカウントしたうえで、義務教育不登校の相談と40歳以上の相談数を除いた実際の人数となっております。

先ほど述べた広義の意味でのひきこもり推計人数225人と比較しますと、約30%の方が相談に繋がっていることとなります。

また、相談者の状況を分析していく過程では、60歳以上の相談者やひきこもりの状態が20年以上も続いているといった事例があることも確認しております。

続き、計画11ページ、傍聴の人は8ページをお開きください。

第2期計画では、この5年間で我々が学んだことを、ひきこもり等への各種支援とその着眼点としてまとめています。

(阪本教育部次長

兼青少年育成課長
兼主任)

はじめに、(1)の1つめ、ひきこもりの初期相談は、本人よりも家族からが多く、ひきこもりが長期にわたってから、初めて相談に訪れる場合も少なくないことなど、家族への個別支援も必要であるとしています。

(2)の1つめ、不登校をきっかけに卒業後もひきこもりが継続してしまうケース、2つめ、卒業後、一旦社会へ出た後、人間関係等で比較的短期間でひきこもり状態となってしまうケースなどから、教育センターとの連携、生活困窮相談や就労支援、就労準備支援との連携など、関係機関の連携した支援が必要としています。

これらを踏まえ、次のページの最後に、本市におけるひきこもり施策の方向性としての重点施策を3つ定めております。

続き、計画13ページ、14ページ、傍聴の人は10ページをお開きください。

ここからは、実際の所管課と施策の内容でございます。

申し遅れましたが、今後、レイアウトを構成する際、関連するページはできるだけ見開きになるよう工夫してまいります。

具体には、13ページと14ページは見開きになるようにいたします。

重点施策の1つめ、相談支援体制の充実のための施策内容としましては、総合的な相談体制の充実、訪問による相談及び専門相談員の資質向上としております。

次ページの表の右には担当課を記載しております。

重点施策の2つめ、ネットワークの形成でございます。表の右、担当課は、福祉政策課としております。

重点施策の3つめ、自己形成への支援でございます。

内容といたしまして①豊かな心の育成、②健やかな身体づくり、③未来を担い、未来を生き抜く力の育成としており、担当課は、小中学校を含む学校教育課と青少年育成課としております。

担当課は2課しか記載しておりませんが、特にこの分野は、教育委員会がワンチームとなって、子どもらに接するすべての事業を通じて共有しておかなければならないものとの所存でございます。

計画15ページ、傍聴の人は12ページをお開きください。

先ほど申しあげました、重点施策1の具体説明でございます。

①ひきこもりに関する相談窓口を設け、心の問題に取り組む“心理専門職”を配置し、子ども、若者やその家族が、安心して気軽に相談できる体制づくりに努めます。

さらに、地域支援ネットワークや地域生活困窮丸ごと支援会議を活用し、ひきこもりの状態からの脱出だけでなく、その先に臨まれている就労による

(阪本教育部次長

兼青少年育成課長
兼主任)

生活基盤の安定までを一体的に考えていく取組みを推進していくとしております。

この項目のコラムに記載しております4つの相談事業は、すべてアウトリーチ、訪問対応も行っております。

続き、計画18ページ、傍聴の人は15ページをお開きください。

重点施策2の説明でございます。

本文中段から、また、平成31年3月に策定された、地域共生社会の仕組みづくり～「我が事・丸ごと」の地域づくり～を基本目標と掲げる、なわてみんなの福祉プランに基づき、地域で気付き、相談し、助け合い、支え合う環境をつくり、他人ごとを「我が事」として捉える仕組みを推進します、としております。

先ほどご説明いたしました8ページの支援の輪をイメージしていただければと存じます。

続き、24ページ、傍聴の人は21ページをお開きください

重点施策3の説明でございます。

豊かな心の育成では、一例としまして放課後の居場所づくりをコラムに記載しております。

ふれあい教室では授業を終了し、子どもたちがホッとできる環境づくりを心掛けて運営しております。

また、放課後子ども教室では、地域の人材を活用し、学校という場所を使用して、地域の人たちとの連携を深めていくプログラムを進めてまいります。

次ページには、未来を担い、未来を生き抜く力の育成といたしまして、コラムに学校、家庭、地域で育てよう、「キャリアパスポート」の取組み紹介をしています。

その他の施策につきましては、時間の都合上、説明は省略させていただきます。

最後、計画28ページ、傍聴の人は25ページをお開きください。

計画の進行管理でございますが、毎年度、ひきこもり等検討委員会を開催し、ひきこもり支援を行った相談者について統計的に分析するとともに、13ページに記載する施策の内容について、課題を整理したうえで支援への議論を深めてまいります。

また、今回、中間年の評価値といたしまして、新規相談支援の開始人数を15人と計上いたしました。これは、支援体制の充実の具体説明で記載しております、安心して気軽に相談できる体制との観点から、相談支援者のつながりだけでなく、最初の1歩に着目した目標を掲げることで、支援の輪を広げていきたいとの考えからでございます。

(阪本教育部次長

兼青少年育成課長 兼主任)	以上、四條畷市子ども・若者育成支援行動計画(原案)の説明とさせていただきます。
植田教育長	それでは、確認、ご意見等ありましたら、お願いします。
佃委員	<p>最近、痛ましい事件があつて、これに対しては大変注視させており、いろいろな話も出ています。</p> <p>学校児童生徒の場合は、虐待等の部門では生存確認が急務になっていることから、割と見えてくる部分があると思います。</p> <p>しかしながら、成人以降の人たちのひきこもりというのは、なかなか見えづらいし、この間の事件でもあつたように、家族が相談しない、またはしにくいというわかりにくい問題があると思います。</p> <p>20ページの家族への効果的な支援の提供というところで、その後もいろいろコラム等がありますが、その相談体制、支援体制ということに関しては、力を入れて充実させたり、指導員を増員させたり、または、もっと近くに行つて相談するような機会等、何か工夫されることはありますか。</p>
阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任	<p>人員体制についてですが、現在、週1回、臨床心理士にお越しいただいています。</p> <p>日数の拡充はできておりませんが、時間延長として、午後5時15分以降の相談も対応できるよう、予算要求を行っております。</p> <p>加えて、40歳以上の人との関係も出てきますが、やはり福祉部局との連携が重要ということ、この5年間で学んでおりますので、福祉部局の相談支援員出勤日には必ず意見交換を行う時間を作り、連携を進めています。</p>
植田教育長	その他、確認、ご意見いただけましたら、お願いします
山本教育長書職務 代理者	<p>第1期から、不登校、ひきこもりという形の一連の流れのなかで、国、大阪府、それから市の施策として、この取組み、行動、計画ができてきたと思っています。</p> <p>ひきこもり強化の現状分析をし、そのなかの課題を出して、それを具体的に施策としてどう生きているかという流れのなか、24ページの内容に違和感を覚えます。</p> <p>1期の時からあつたと思いますが、ふれあい教室と放課後子ども教室は確かに子どもたちの成長に合わせた自立支援、豊かな心の形成するための1つの施策だと思っています。</p> <p>論調の流れが、ひきこもりを分析し、本市のひきこもり数が225人と想定されるなかで、最終結論が、ひきこもりの数を5%削減していきます、という結論になっていく流れにおいて、なぜ24ページがあるかがちょっと気</p>
(山本教育長書職	

<p>務代理者)</p>	<p>になります。</p> <p>確かに、ふれあい教室、あるいは放課後子ども教室は、豊かな心の育成とか、自己の成長を支えるための支援ではあるとは思いますが。</p> <p>しかし、これとひきこもりの関連がどうなってるのかということは、私自身、整理がつきません。</p> <p>この施策として行うのであれば、本市には実際に子どもたちの自立を促すような、様々な取組みがあります。</p> <p>1つは読書活動があるでしょう。</p> <p>そのようななか、なぜこれを特化してここに載せているのか、その意図が不明だと、読ませてもらって感じています。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>ひきこもりに関しましては、15歳以上の若者のひきこもりの前段、児童の年代では学校活動されてたけれども、社会へ出て、急に人間関係、コミュニケーションに問題を抱えて、ひきこもるような事例もございます。</p> <p>そういった意味で、家庭的な環境を児童の年代でセットするといえますか、そういう趣旨のもと、愛情をもって接する。</p> <p>すべての事業、教育委員会は愛情をもって接していますが、特に、このふれあい教室や放課後子ども教室については、指導員はそういった観点で行動しておりますので、ここで一例として、代表として挙げさせていただいたという考え方でございます。</p>
<p>山本教育長書職務 代理者</p>	<p>今言われたことは理解できますが、今の考えを推し進めると、ふれあい教室、放課後子ども教室に来てる児童は、将来ひきこもっていく、あるいは、中学校や高校にあがれば不登校になっていく、一つの予備軍というように考えていく発想に繋がってってしまうのではないかと感じます。</p> <p>違和感を覚えるというのはそういう意味で申し上げましたので、削除してほしいというのではなく、一つの意見として考えていただけたらと思います。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、ご意見いただけましたらお願いします。</p>
<p>竹内委員 (竹内委員)</p>	<p>ひきこもり支援については、様々な機関との連携、ネットワークというものがとても重要だということがわかってきていますが、保健所との連携というのは一体どうなっているのかが気になります。</p> <p>具体的に言うと、いろいろな機関があるわけなんですけども、保健所に相談もあるだろうとし、当然、ネットワークで、市の方にも連絡があるのか。保健所との連携、さらに突っ込んだところで医療機関などとの連携は、ど</p>

<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>のようになっているのかということをお聞きしたいと思います。</p> <p>計画では、19ページに、保健所のコラムを載せさせていただいてるんですが、実際問題、保健所の職員と話をしますと、確かに、ひきこもりという要素もあるんですが、どちらかというところ、この精神疾患のところの治療につなげるところのアプローチの方が色合いは濃いのかな、というところで、連携はありますが、医療機関も含めまして、いわゆる治療という側面が多いというふうな感覚をもってございます。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>おわかりになるかどうか、わからないんですけど、精神科医については四條畷市として、どこかと繋がっているということはあるのでしょうか。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>申し訳ございません。 福祉部局に確認してはおりませんが、福祉部局のケース会議等で繋がっているという認識をしています。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>外に出ること自体がしんどい子どもにとっては、信頼できる医者が身近にいることで、前向きな気持ちになれるといったことも大切になってくると思うので、教育委員会も、精神科医に限らず、連携のとれている医療機関を把握できていたら助かるなと思います。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>地域の発見、それから専門分野以外のところという意味で、8ページの機関ネットワークというのを想定してございます。 つまり、私どもで解決できないところは、福祉部局に相談するというところでございます。 それから、15ページに記載のとおり、福祉部局が中心になりまして、地域生活困窮丸ごと支援会議、というものがございます。 福祉部局が全面的に、主たる相談ではない人についても、こういった会議のなかで対応していただけますので、連携のなかでカバーをしていきたいと考えてございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、ご質問はありますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長 (植田教育長)</p>	<p>それでは次に移りたいと思います。</p> <p>では、報告第28号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。</p>

<p>上井教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>事務局から本件の内容説明をお願いします。</p> <p>報告第28号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。</p> <p>子ども・子育て支援法が改正され、本年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。</p> <p>これに伴い、私立幼稚園に在園する小学校就学前子どもの保護者に対する子育てのための施設等利用給付の認定及び給付に関する事務につきまして、市長より教育委員会事務局の職員に補助執行させるものとして承認されましたので、このことを報告するものでございます。</p> <p>資料2枚めをご覧ください。</p> <p>改正理由としまして、市長の権限に属する事務のうち、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、いわゆる未移行幼稚園に通園する児童の保護者に対する施設等利用給付認定に関する事務等について、教育委員会事務局学校教育課において補助執行の形態により所掌するため、標記に関し、所要の規定整備を行うものでございます。</p> <p>補助執行の概要を、規則の新旧対照表に基づき、説明させていただきますので、3、4枚めをご覧ください。</p> <p>第2条の項のなか、</p> <p>(1) 未移行幼稚園に在園する小学校就学前子どもの保護者に対する子育てのための施設等利用給付の認定に関すること</p> <p>(2) 未移行幼稚園に在園する小学校就学前子どもの保護者に対する施設等利用費の支給に関すること</p> <p>以上2項を追加した内容となっております。</p> <p>最後に、5枚めをご覧ください。</p> <p>附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものとしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件につきまして、ご質問、ご意見いただきましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長 (植田教育長)</p>	<p>次に、報告第29号 令和2年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についてを議題といたします。</p> <p>事務局から、本件の内容説明をお願いします。</p>

<p>上井教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>報告第29号 令和2年度全国学力・学習状況調査の参加についてでございます。</p> <p>先般、大阪府教育庁を通して、文部科学省から「令和2年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について」の照会がありました。</p> <p>本市といたしましては、第3期四條畷市学力向上3ヶ年計画の方針に鑑み、同調査への参加及び協力の意向で回答させていただいた旨、報告させていただきます。</p> <p>なお、同調査の実施は、令和2年4月16日木曜日となっております。</p> <p>調査事項といたしまして、小学校は、第6学年が対象、調査内容は、教科に関する調査が、国語、算数と質問紙調査、中学校は、第3学年が対象、調査内容は、教科に関する調査が、国語、数学と質問紙調査となっております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件につきまして、ご質問、ご意見いただきましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、その他、事務局から報告案件ありましたら、お願いいたします。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>その他の案件としまして、四條畷市文化芸術振興計画及び四條畷市スポーツ推進計画についてご説明いたします。</p> <p>四條畷市文化芸術振興計画及び四條畷市スポーツ推進計画の計画満了は令和2年度末である令和3年3月31日となっております。</p> <p>本来であれば、令和2年度中に次期計画を策定すべきところではございますが、上位計画である教育振興ビジョンとの整合性を図るべく、教育振興ビジョンの策定期間に併せて両計画を策定してまいりたいと考えております。</p> <p>具体には、教育振興ビジョンが教育大綱の策定に併せて、令和3年度中の策定が予定されていることから、両計画も、現行の計画を1年延長とし、次期計画は令和3年度中の策定とさせていただきたく考えております。</p> <p>教育振興ビジョンは令和2年度の策定とさせていただきます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>確認、質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>では、その他案件、ございましたらお願いいたします。</p>

<p>上井教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>その他の案件といたしまして、第3期四條畷市児童・生徒学力向上3ヶ年計画について、ご説明いたします。</p> <p>第3期となる本計画は、令和2年度末である令和3年3月31日までとなっております。</p> <p>令和3年度以降の方向性については、同年度に改訂予定の教育大綱及び教育振興ビジョンの改訂内容を見据えつつ、これまで9年間の取組み成果と課題の検証をしっかりと行い、加えて、次年度から小学校、中学校と順次本格実施となる学習指導要領の改訂を踏まえた内容とする予定でございます。</p> <p>具体的には、第4期となる計画、または新たな計画や指針とするのか等、内容はもとより、そのあり様を含め、次年度中に固めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上、ご報告させていただきます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件につきまして、確認等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他案件がございましたらお願いいたします。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>四條畷市教育委員会主催の、成人式の対象年齢についてでございます。</p> <p>近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。</p> <p>こうしたなかで、約140年ぶりに民法の成人年齢が改正され、令和4年4月1日から大人の定義が18歳へと引き下げられることとなります。</p> <p>これにより、市町村では、成人式の対象を何歳にすべきかとの議論が浮上しております。</p> <p>現在のところ、成人式で成人式実行委員会のサポートをいただいている青少年指導員協議会の理事会メンバーでは、今までどおり20歳が良いとの意見を伺っております。</p> <p>理由といたしましては、成人式を今までどおり1月の成人の日に執り行うとすれば、対象者は高校3年生が大半で、受験時期に祝える状況ではないのではないか、との意見を伺っております。</p> <p>今後、当会議におきまして、四條畷市の成人式の対象年齢を決定いただく予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>質問、ご意見はございますか。</p>

山本教育長書職務 代理者	今、対象年齢を決定すると言われましたけど、それはいつまでに決定しないといけないのでしょうか。
阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任	今年度中には決定したいと考えてございます。
山本教育長書職務 代理者	他の市に倣えというわけではないんですけれども、本市だけ全く違う状況で決定するというのは困難だと思いますので、大阪府内の状況等、決定までに仕上げていただけるとありがたいんですけど。
阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>現段階、近隣市に伺うとほとんどの自治体が協議中というお答えでございました。</p> <p>事務局といたしましては、来月成人式を行いますので、実行委員会に、先輩という形で意見を聞いたり、今の中学校第3学年が最初の対象となる年代ですので、中学校、あるいは、中学生にも意見を聞くようなことが必要ではないかなと考えております。</p>
植田教育長	その他、ご意見ございましたら、お願いします。
吉田委員	<p>私としてはやはり、18歳での成人式は、避けれるものでしたら、避けた方がいいのではないかと、18歳という年齢は、受験、それから就職にしても、人生の大きな決断のときだと思えます。</p> <p>飲食にしてもやはり20歳からということが多いなか、18歳でそういう大きなイベントをするということは、できれば避けたいなと思えます。</p>
竹内委員	私も同意見なんですけれども、やはり成人式は一生に1度のことで、子どもたちを見ていると、同窓会といった集まりもたくさん行われるようですので、1人でも多くの子どもたちが参加しやすい状況を作っておくことも必要ではないかなと思えます。
植田教育長	佃委員、いかがですか。
佃委員	<p>先ほどもおっしゃったように、成熟という点でもそうですし、社会に出ている人、あるいは学生、いろんな人が一同に懐かしむという点では、20歳が最適だなと思えます。</p> <p>ただ、四條畷市でも実行委員会形式でなさってるということですが、この式のあり方というのが、同時に議論されると思えます。</p>

<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>実行委員が主体となり、できるだけ行政はサポートに回る、若者が自ら頑張るって率先してやっていくという形は残していただきたいという思いがあります。</p> <p>参考までに、吉田委員がおっしゃった内容に関連しまして、飲酒や競馬、競輪の類いは20歳のまま、それから結婚年齢が男女とも18歳に改正されてございます。</p> <p>今いただきましたご意見のなかで、20歳での継続を基本線にしながら、他の年齢について、意見を伺いつつ、いろいろな調査を広げていきたいと考えてございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、よろしいでしょうか。</p> <p>では、その他案件、事務局からお願いいたします。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>その他の案件としまして、公共施設予約システムについてご報告申し上げます。</p> <p>これまで、公共施設の利用における利便性向上並びに利用促進を図るため、庁内検討委員会で議論を重ね、令和2年3月2日(月)から公共施設予約システムを本稼働させます。</p> <p>予約システムの内容としましては、パソコンやスマートフォンから対象施設の仮予約や空き状況の照会ができるものとなります。</p> <p>仮予約について、まずは、委託業者や指定管理者を介さずに直接、市役所で予約の受付を行っている直営施設の田原テニスコート、緑の文化園球技場、野球場、テニスコート、グリーンホール田原の3施設で3月2日から仮予約と空き状況の照会ができるようにさせていただきます。</p> <p>その他の対象施設では、空き状況の照会のみができるようになります。</p> <p>3施設で仮予約をスタートさせ、各施設利用者の意見をお伺いし、その意見をシステムに反映させながら、他の施設にも仮予約の機能を順次拡大させていきたいと考えております。</p> <p>なお、市長部局で四條畷市公共施設予約システムの運用に関する規則が、教育委員会所管の施設を含め、12月18日に制定されましたので、今後はそれぞれの所管にある個別の規則の改正を進めてまいります。</p> <p>また、3月2日の本稼働に向けて、システムの利用方法など、各利用者をはじめ市民の方々への周知に努めてまいります。</p> <p>以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>では、確認、質問、ご意見ありましたら、お願いします。</p>

吉田委員	<p>こちらの3施設の施行期間といいますか、利用率などのデータをとられると思いますが、この期間はどのぐらい設けられる予定でしょうか。</p> <p>そのあと順次始められるということですが。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>この3施設につきましては、仮予約は開始いたしまして、各施設の利用者からの意見を一定聴取することを考えておりますが、半年程度、聴取したうえで、他の施設の利用をどのようにしていけばスムーズにいくかということを検討してまいりたいと思っております。</p>
植田教育長	<p>その他、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、追加案件等ありましたらお願いします。</p>
村上生涯学習推進課上席主幹(生涯学習推進担当)兼主任	<p>「第2次四條畷市行財政改革プラン」において、公平、公正、適正な税などの負担と効率的な財政運営をめざすため、「特定目的基金の在り方の検討」を行うにあたり、「市内基金の在り方検討委員会」で、見直しなどの検討を進めております。</p> <p>特定基金としましては、現在のところ「四條畷市緑化基金」、「福祉基金」などのほか、教育委員会に係るものとして、昭和61年に条例が制定されました「四條畷市文化財愛護基金」がございます。</p> <p>現在、検討委員会では、これらの基金に関する条例の規則を制定することとして、その内容の調整などを行っております。</p> <p>「四條畷市文化財愛護基金条例」の規則につきましては、教育委員会1月定例会へ上程する予定としておりますので、情報共有をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、確認、質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは本日予定の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>これもちまして12月定例会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月25日

四 條 畷 市 教 育 長

植田 篤司

四條畷市教育委員会教育委員

佃 千春